

第四百四回 参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和六十一年四月二十四日(木曜日)
午後零時七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 岩崎 純三君
理事 大浜 方榮君
佐々木 満君
高杉 勉忠君
中野 鉄造君

委員

石井 道子君
石本 茂君
関口 恵造君
前島英三郎君
糸久八重子君
佐藤 昭夫君
下村 泰君

国務大臣

労働大臣 林 道君

政府委員 労働大臣官房長 岡部 晃三君
労働大臣官房審議官 稲葉 哲君

労働省労働基準局長 小粥 義朗君

事務局側 常任委員会専門員 此村 友一君

本日の會議に付した案件
○労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。林労働大臣。

○国務大臣(林道君) ただいま議題となりました労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

労働者災害補償保険制度については、高齢化社会の進展等最近の社会情勢の動向を背景として年金受給者の累増、年金受給者の高齢化等新たな状況の変化が生じているところであります。

このような実情を踏まえ、労働者災害補償保険制度の改善について、かねてから労働者災害補償保険審議会において検討が行われてきたところであります。

同審議会における検討の結果、昨年十二月、制度面において公平を欠くと考えられる点、均衡を失っていると考えられる点の改善を中心に当面措置すべき制度の改善について労使公益各側委員全員一致による建議をいただきました。

政府といたしましては、この建議を尊重し、法律改正を要する部分について改正案を作成し、これを労働者災害補償保険審議会及び社会保障制度審議会に諮問し、それぞれ了承する旨の答申をいただきましたので、ここに労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案として提案をいたしました次第であります。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法関係の改正についてであります。

第一は、年金たる保険給付に係る給付基礎日額について、労働者の年齢階層別の賃金の実態を基礎として労働者の年齢階層ごとに最低限度額及び最高限度額を定め、その給付基礎日額が労働者の年齢の属する年齢階層に應ずる最低限度額を下回りまたは最高限度額を超える場合には、当該最低限度額または最高限度額を給付基礎日額とするものとすることとあります。

第二は、休業補償給付及び休業給付の額について、現行では一日を単位に算定されているが、労働者が所定労働時間の一部について休業したときは、休業による賃金喪失分の六〇%とすることとしたこととあります。

第三は、休業補償給付及び休業給付について、社会保険における取り扱い等を考慮し、監獄等に収容されている者に対しては支給しないこととしたこととあります。

第四は、通勤災害に関し、労働者の通勤経路からの逸脱または通勤の中断後の往復が通勤とされる行為の範囲を拡大することとし、現行の日用品の購入等の行為のほかは労働省令で定める労働者の一定の行為を加えることとしたこととあります。

第五は、事業主が故意または重大な過失により労働者災害の発生を怠っている期間中に生じた事故について、保険給付を行ったときは、その費用の全部または一部に相当する金額を事業主から徴収することができることとしたこととあります。

次に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律関係の改正について申し上げます。

第一は、事業場ごとの災害率により保険料を増減させるいわゆるメリット制度について、継続事業のメリット制度の対象事業場の規模を使用労働者数が現行は三十人以上であるものを二十人以上とし、収支率の算定期間を現行は三暦年間であるものを三年度間とするともに、有期事業のメリット収支率について所要の改正を行い、労働災害の防止努力が的確に反映できるようにしたこととあります。

第二は、労働保険の保険料の納付の手續について、口座振替による納付の方法を導入することとしたこととあります。

以上のほか、この法律案においては、その附則において以上の改正に伴う経過措置を定めております。

なお、施行期日は、年金たる保険給付に係る給付基礎日額の改正につきましては昭和六十二年二月一日、継続事業に係るメリット制度の改正につきましては同年三月三十一日、労働保険の保険料の納付の手續に係る改正は昭和六十三年四月一日とし、その他の改正事項につきましては昭和六十二年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(岩崎純三君) 以上で趣旨説明聴取は終了しました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公衆浴場法の一部を改正する法律案(糸久八重子君外五名発議)

一、林業労働法案(目黒今朝次郎君外一名発議)

一、育児休業法案(糸久八重子君外三名発議)

一、労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

公衆浴場法の一部を改正する法律案

公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 営業者は、浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供し、又は異性の客に接触する役務を提供する者に当該役務の提供のために当該個室を使用させてはならない。

第六条第一項中「条件」の下に「若しくは第三条の二の規定を加える。

第七条第一項中「付した」を「付した」に改め、「第三条第一項」の下に「若しくは第三条の二」を加える。

第八条中「一万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二」を加える。

第九条中「二十万円」を「十万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に適法に営んでいる改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二條第四項第一号の営業(その施設が改正前の建築基準法(昭和二十五年法律第百一十一号)第四十八條の規定又は同法第四十九條の規定に基づく条例の規定に適合しているものに限る。)及び公衆浴場法第一條第二項に規定する浴場の施設として個室を設け、異性の客に接触する役務を提供する者に当該個室を使用させる営業につ

いては、この法律の施行の際現に設けられている個室によるものに限る。この法律の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる営業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

第二十八條第四項中「第二条第四項第三号」を「第二条第四項第二号」に改める。

第三十條第三項中「第二条第四項第四号及び第五号」を「第二条第四項第三号及び第四号」に改め、「浴場営業(公衆浴場法第二條第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。)」を削る。

第三十五條中「第二条第四項第二号」を「第二条第四項第一号」に改める。

第四十二條中「浴場営業」を削る。

(建築基準法の一部改正)

5 建築基準法の一部を次のように改正する。

別表第一中「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物」を「別表第一 耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物(第六條、第二十七條、第二十八條、第三十五條、第三十五條の三、第九十條の三関係)に改める。

別表第二中「別表第二 用途地域内の建築物の制限」を「別表第二 用途地域内の建築物の制限(第二十七條、第四十八條、第八十八條関係)」に改め、同表(項第七号中「(風俗営業等の

規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二條第四項第一号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場」という。)に係るものを除く。』を削り、同表(項第一号中「及び(項第二号から第四号まで)を」並びに(項第二号及び第三号)に改め、同表(項第四号を削り、同表(項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

別表第三中「別表第三 日影による中高層の建築物の制限」を「別表第三 日影による中高層の建築物の制限(第五十六條、第五十六條の二関係)に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十七号中「公衆浴場」を削り、同条第二十八号中「旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の下に、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)を加える。

第六條第十七号中「旅館業法」の下に「及び公衆浴場法」を加える。

林業労働法案

林業労働法

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 林業労働計画(第三條・第六條)

第三章 林業労働者及び林業事業体の登録等

第一節 專業労働者及び兼業労働者の登録

(第七條・第十二條)

第二節 常用労働者証明書の交付(第十三條・第十五條)

第三節 林業事業体登録簿(第十六條・第十七條)

第四章 林業労働者の雇用(第十八條・第二十六條)

第五章 雇用促進事業団の業務(第二十七條・六條)

第五十三條) 第六章 振動障害の予防等(第五十四條・第六十三條) 第七章 雑則(第六十四條・第八十條) 第八章 罰則(第八十一條・第八十六條) 附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、森林の有する諸機能の發揮のために欠くことのできない役割を担っている林業労働者が雇用状態、労働条件等につき他の労働者に比較して低位にある実情にかんがみ、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善、安全衛生の確保、福祉の増進等に関する施策を講じ、もつて林業労働者の地位の向上を図るとともに、林業に必要な労働力を確保することにより山村地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 林業 森林において行う次に掲げる事業をいう。

イ 立木竹の伐採及び搬出の事業

ロ 造林又は育林の事業

ハ 造林のための種苗の採取又は育成の事業

ニ 林道の整備の事業

ホ 森林の土地の保全又は保安施設の整備の事業

ヘ イからホまでの事業に附帯する事業

二 森林所有者 権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

三 林業事業体 林業労働者を雇用して林業を行う者をいう。

四 林業労働者 林業の業務に従事する労働者をいう。

五 常用労働者 同一の林業事業体に常時雇用

が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。

3 公共職業安定所長は、第一項第一号の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

(林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳)

第十條 公共職業安定所長は、林業労働者の登録をしたときは、その登録した林業労働者(以下「登録林業労働者」という。)に林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を交付する。

2 登録林業労働者は、林業の業務に従事するときは、林業労働者登録証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 登録林業労働者は、林業労働者登録証明書及び林業労働者手帳を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(登録の取消)

第十一條 公共職業安定所長は、登録林業労働者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことをしばしば拒んだとき。

二 前条第二項の規定に違反して、林業労働者登録証明書の携帯をしばしば怠つたとき。

三 前条第三項の規定に違反したとき。

四 第二十二條第一項の規定に違反して、公共職業安定所への出頭をしばしば怠つたとき。

五 偽りその他不正の行為により林業労働者の登録を受けたとき。

六 偽りその他不正の行為により雇用保障手当の支給を受け、又は受けようとしたとき。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による登録の取消をしようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によらなければならない。

3 第九條第三項の規定は、第一項の規定により

登録を取り消した場合に準用する。

(労働省令への委任)

第十二條 この節に定めるもののほか、登録事項の変更、登録の更新、登録の取消し、登録の抹消その他林業労働者の登録に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第二節 常用労働者証明書の交付

(常用労働者証明書の交付)

第十三條 林業事業体は、その雇用する労働者を常用労働者として使用しようとするときは、労働省令で定めるところにより、その者の氏名、その者が主として従事する業務その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

2 公共職業安定所長は、前項の規定による届出をした林業事業体に対し、その届出に係る常用労働者の常用労働者証明書を交付する。

第十四條 林業事業体は、前条第一項の規定により常用労働者証明書の交付を受けたときは、当該常用労働者証明書に係る常用労働者に当該常用労働者証明書を交付しなければならない。

2 常用労働者は、林業の業務に従事するときは、常用労働者証明書を携帯し、公共職業安定所の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

3 常用労働者は、常用労働者証明書を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

第十五條 この節に定めるもののほか、常用労働者証明書の交付、再交付、返納その他常用労働者証明書に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(労働省令への委任)

第三節 林業事業体登録簿

第十六條 林業事業体は、労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に対し、その事業内容等を明らかにする事項を届け出なければならない。

第十七條 公共職業安定所長は、前条の届出があ

つたときは、労働省令で定めるところにより、当該届出に係る事項につき、林業事業体登録簿を作成し、林業労働者の閲覧に供するものとする。

第四章 林業労働者の雇用

(林業労働者の雇用)

第十八條 林業事業体は、林業の業務を行う場所を管轄する公共職業安定所の紹介を受けて林業の業務に使用するために雇入れた者でなければ、林業労働者(常用労働者を除く。以下この章(第二十四條を除く。)において同じ。)として林業の業務に使用してはならない。ただし、公共職業安定所に林業労働者に係る求人申込みをしたにもかかわらず適格な求職者がいないため、その紹介を受けることができないとき、その他公共職業安定所の紹介によつては林業労働者を雇入れることができないことについて労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 林業事業体は、前項ただし書の規定に該当する場合において、同項本文に規定する者以外の者を林業労働者として林業の業務に使用するときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者の雇用期間その他労働省令で定める事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

第十九條 林業事業体は、その雇用する林業労働者をその者に係る求人申込みの内容とした雇用期間又は前条第二項の規定により届け出た雇用期間(これらの雇用期間について次条の規定による指示があつたときは、その指示された期間)を超えて引き続き雇用しようとするときは、その引き続き雇用しようとする期間を明示して、公共職業安定所長の承認を受けなければならない。当該承認に係る期間を超えて更に引き続き雇用しようとするときも、同様とする。

(雇用期間に関する指示)

第二十條 公共職業安定所長は、登録林業労働者の需要供給を調整するために必要があると認め

るときは、林業事業体が雇入れ、又は引き続き雇用しようとする林業労働者の雇用期間の短縮を指示することができる。

(林業労働者の紹介)

第二十一條 公共職業安定所は、林業事業体の申し込んだ林業労働者に係る求人に対して求職者を紹介するときは、まず登録林業労働者を紹介するものとし、登録林業労働者以外の林業労働者は、登録林業労働者によつてはその求人充足することができない場合において紹介するものとする。

(登録林業労働者の出頭等)

第二十二條 登録林業労働者は、公共職業安定所長が林業の業務に紹介を行うため指示した場合に、公共職業安定所に出頭しなければならない。ただし、疾病、負傷その他労働省令で定める理由があるときは、この限りでない。

2 公共職業安定所長は、登録林業労働者が前項の規定により出頭したときは、林業労働者手帳の提出を求め、その者に対する林業の業務への紹介に関する事項その他労働省令で定める事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還するものとする。

(紹介停止)

第二十三條 公共職業安定所長は、林業労働者に係る求人申込みをした林業事業体が、正当な理由がなくその求人について公共職業安定所の紹介した登録林業労働者を雇入れなかつたときは、一月以内の期間を定め、その期間、その求人申込みをした林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

第二十四條 公共職業安定所長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該林業事業体に紹介する林業労働者の福祉を害するおそれがあると認めるときは、六月を超えない範囲内で労働省令で定める期間、当該林業事業体に対し、林業労働者の紹介を行わないことができる。

一 林業事業体の雇用する林業労働者の労働条

件が法令に違反するとき。

二 林業事業体が偽りの求人条件により林業労働者を雇用したとき。

(実施の基準)

第二十五条 第十九条の規定による承認、第二十条の規定による指示、第二十一条の規定による林業労働者の紹介又は第二十三条若しくは前条の規定による紹介停止は、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聴いて定める基準によつてしなければならない。

(労働者令への委任)

第二十六条 この章に定めるもののほか、第十九条の規定による承認、第二十条若しくは第二十一条第一項の規定による指示又は第二十一条の規定による林業労働者の紹介に必要の手続は、労働省令で定める。

第五章 雇用促進事業団の業務

(業務の範囲)

第二十七条 雇用促進事業団(以下この章において「事業団」という。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 登録林業労働者に対して雇用保障手当を支給すること。

二 林業労働者に対して健康診断を行うこと。

三 納付金の徴収を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

(雇用保障手当の支給)

第二十八条 事業団は、次の各号に掲げる登録林業労働者に対して、当該各号に定める額の雇用保障手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。

一 第七条第一項の規定による登録を受けた専業労働者(以下この条において「登録専業労働者」という。)のうち、その年の四月一日から翌年三月三十一日までの期間において林業の業務に就いた日数(以下この条において「本年度就業日数」という。)が九十日未満である者

で前年四月一日からその年の三月三十一日までの期間において登録林業労働者として林業の業務に就いた日数(以下この条において「前年度就業日数」という。)が三十日以上九十日以下であるもの、雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

二 登録専業労働者のうち、本年度就業日数が九十日未満である者で前年度就業日数が九十日を超えるもの、雇用保障手当日額に九十日から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額と雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から九十日を差し引いた日数を乗じて得た額を合算した額

三 登録専業労働者のうち、本年度就業日数が九十日以上である者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの、雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

四 第七条第一項の規定による登録を受けた兼業労働者で前年度就業日数が本年度就業日数を超えるもの、雇用保障手当日額の百分の八十に前年度就業日数(本年度就業可能日数が前年度就業日数より少ないときは、本年度就業可能日数)から本年度就業日数を差し引いた日数を乗じて得た額

2 前項に規定する雇用保障手当日額は、本年度就業日数及びその各日につき支払を受け、又は受けるべき賃金の日額を基礎として労働省令で定めるところにより事業団が決定する額とする。

3 労働大臣は、前項の規定に基づいて労働省令を制定し、又は改正する場合には、雇用保障手当日額が雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第三章第四節の規定によつて支給される日雇労働者給付金の日額を下回らないようにするとともに、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項第四号に規定する本年度就業可能日数は、

は、第七条第一項の規定により兼業労働者が登録を受けた林業の業務に従事することを希望する時季につき、労働省令で定めるところにより事業団が就業が可能であると決定する日数とする。

4 四月一日から翌年三月三十一日までの期間に林業労働者の登録を受けていない日がある場合における手当の支給についての特例、手当の支給の手続その他手当の支給に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(支給制限)

第二十九条 登録林業労働者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する林業の業務に就くことを拒んだときは、事業団は、当該業務に係る就業すべき日数に応じて労働省令で定めるところにより手当の額の全部又は一部を支給しないことができる。

第三十条 偽りその他不正の行為によつて手当の支給を受けた者があるときは、事業団は、その支給を受けた者に支給した手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができ、また、その手当の支給がその者を雇用し、又は雇用していた林業事業体の偽りの報告又は証明によるものであるときは、その林業事業体に支給を受けた者と連帯して手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

2 第四十条の規定は、前項の規定により返還すべきこととなつた金額の納付を怠つた場合に準用する。

(健康診断)

第三十一条 事業団は、登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回(チェーンソー又は刈払機を使用する登録林業労働者にあつては、六月以内ごとに一回)、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行うものとする。

2 事業団は、チェーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断(以下「特殊健康診断」という。)を行うものとする。

3 前項の特殊健康診断は、第一項の健康診断に併せて行うことができる。

第三十二条 事業団は、チェーンソー又は刈払機を使用する常用労働者及び登録林業労働者が振動障害の症状を訴えたときは、労働省令で定めるところにより、当該林業労働者に対し、速やかに、特殊健康診断を行うものとする。

(納付金)

第三十三条 事業団は、第二十七条第一号及び第二号の業務に要する費用に充てるため、同条第三号の納付金を徴収する。

2 前項の納付金は、政令で定める面積以上の森林の森林所有者、林業事業体及び登録林業労働者が負担する。ただし、第二十七条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金は、林業事業体のみが負担する。

3 森林所有者が負担すべき納付金の額は、当該森林所有者がその所有する立木を売り渡したとき(森林の土地の権原とともに売り渡したときを除く)の立木の売渡価格(当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採時の山元における立木価格)に千分の十五を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額とする。

4 林業事業体が負担すべき納付金の額は、各月につき、第二十七条第一号の業務に要する費用に充てるための納付金として第一号に掲げる額と同条第二号の業務に要する費用に充てるための納付金として第二号に掲げる額を合算した額とする。

一 林業事業体が林業の業務に使用するために雇用した登録林業労働者に支払う賃金の各月における総額に千分の三十を超えない範囲内で労働大臣が定める率を乗じて得た額
二 五十円以内で労働大臣が定める金額に林業事業体が林業の業務に使用するために雇用し

た林業労働者の各月における労働省令で定める方法により算出した延数を乗じて得た額

5 登録林業労働者が負担すべき納付金の額は、その者が林業の業務に従事するために雇用され

6 労働大臣は、前三項の金額及び率を定めようとするときは、あらかじめ、中央職業安定審議会の意見を聴かなければならない。

7 労働大臣は、第三項から第五項までの金額及び率を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(納付金の納付)

第三十四条 森林所有者は、納付金を納付する義務を負う。

2 森林所有者は、納付金を、立木を売り渡した日(当該森林所有者がその所有する立木を売り渡すことなく伐採したときは、伐採した日)から三月以内に納付しなければならない。

第三十五条 林業事業体は、その雇用した登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担する納付金を納付する義務を負う。

2 林業事業体は、その月に賃金を支払った登録林業労働者の負担する納付金及び自己の負担するその月分の納付金を、翌月末までに納付しなければならない。

(賃金からの納付金控除等)

第三十六条 林業事業体は、登録林業労働者に賃金を支払う都度、その者の負担すべき納付金の額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、林業事業体は、登録林業労働者にその旨を告げなければならない。

2 林業事業体は、林業の業務に使用するために登録林業労働者を雇用したときは、林業労働者手帳の提出を求め、労働省令で定めるところにより、その者に支払う賃金に関する事項を記載した上、その者に当該林業労働者手帳を返還し

なければならない。

(納付金の還付等)

第三十七条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額を超えることを知つたときは、労働省令で定めるところにより、その超える額を、その森林所有者又は林業事業体に還付し、又はその納付金が納付された日の属する月の翌月から起算して六月を超えない期間において納付されるべき納付金若しくは未納の納付金に、これを充当することができる。

(追徴金)

第三十八条 事業団は、森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額の追徴金を徴収することができる。

一 森林所有者又は林業事業体が、偽りその他不正の行為により、その納付すべき納付金を納付せず、又はその納付すべき納付金の額に満たない額の納付金を納付したとき、その納付しなかつた額に百分の二十五を乗じて得た額

二 前号に掲げる場合のほか、納期限の日から起算して十四日を経過した日までに、森林所有者又は林業事業体がその納付すべき納付金を納付せず、又はその日までに納付した納付金の額がその納付すべき納付金の額に満たないとき、その納付しなかつた額に百分の十を乗じて得た額

(繰上徴収)

第三十九条 森林所有者又は林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業団は、納期限前においても、納付金を徴収することができる。

一 国税、地方税その他の公課の滞納により滞納処分を受けるとき。
二 強制執行を受けるとき。
三 破産の宣告を受けたとき。
四 企業担保権の実行手続の開始があつたと

き。

五 競売の開始があつたとき。

六 法人である森林所有者又は林業事業体が解散したとき。

七 登録林業労働者が使用される事業所を廃止したとき。

(納付金等の督促及び滞納処分)

第四十条 納付金その他この章の規定による徴収金を滞納する者があるときは、事業団は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、前条の規定により納付金を徴収するときは、この限りでない。

2 前項の規定によつて督促をするときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合(前条各号のいずれかに該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く)において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者又は前条各号(第三号を除く)のいずれかに該当したことににより納期を繰り上げて納入の告知を受けた者が、その指定の期限までに納付金その他この章の規定による徴収金を納付しないときは、市町村(特別区のある地においては特別区。以下同じ)は、事業団の請求により、地方税の滞納処分の例により、これを処分する。この場合においては、事業団は、その徴収金額の百分の四に相当する金額を市町村に交付しなければならない。

4 市町村が前項の請求を受けた日から一月以内

にその処分が着手せず、又は三月以内にこれを終了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国税滞納処分の例により、その処分をすることができる。

(延滞金)

第四十一条 事業団は、前条第一項の規定により督促をしたときは、納付金の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその

完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働省令で定める場合は、この限りでない。

(先取特権の順位)

第四十二条 納付金その他この章の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(納付金事務組合)

第四十三条 林業事業体の団体(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。以下同じ)は、その構成員である林業事業体の委託を受けて、納付金その他この章の規定による徴収金の納付に関する事項(以下「納付金事務」という)を処理することができる。

2 林業事業体の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 前項の認可を受けた林業事業体の団体(以下「納付金事務組合」という)は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣及び事業団に届け出なければならない。

4 労働大臣は、納付金事務組合がこの法律の規定に違反したとき、又はその行方べき納付金事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

5 労働大臣は、第二項の認可をしたとき、又はこれを取り消したときは、その旨を事業団に通知しなければならない。

第四十四条 納付金事務組合が処理する納付金事務について、事業団が当該林業事業体に対してすべき納付金の納入の告知その他の通知は、納付金事務組合に対してするものとする。

第四十五条 第四十三条第一項の委託に基づき、林業事業体が納付金その他この章の規定による徴収金の納付のため、金銭を納付金事務組合に交付したときは、納付金事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、事業団に対してこれらの納付の責めに任ずるものとする。

2 第三十八条又は第四十一条の規定により、事業団が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付金事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度において、当該納付金事務組合は、事業団に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 事業団は、前二項の規定により納付金事務組合が納付すべき納付金その他この章の規定による徴収金については、当該納付金事務組合に対する第四十条第三項又は第四項の規定による処分によつてもなお徴収すべき残余がある場合限り、その残余の額を当該林業事業体から徴収することができる。

第四十六条 納付金事務組合は、労働省令で定めるところにより、その処理する納付金事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

(時効)
第四十七条 手当の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び納付金その他この章の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 事業団が労働省令で定めるところによつてする納付金その他この章の規定による徴収金の納入の告知又は第四十条第一項の規定(第三十条第二項において準用する場合を含む。)による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(譲渡等の禁止)
第四十八条 手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(区分経理)
第四十九条 事業団は、第二十七条に規定する業務(以下「林業労働者福祉業務」という。)に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

(国の補助)
第五十条 国は、事業団に対し、第二十七条第一号の業務に要する費用の三分の一に相当する金額を補助する。

2 国は、政令で定めるところにより、事業団に対し、第二十七条第二号の業務に要する費用の一部に相当する金額を補助する。

(監督)
第五十一条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、林業労働者福祉業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

(準用)
第五十二条 雇用促進事業団法第十九条の二の規定は第二十七条第三号の業務のうち納付金の出納に関する業務について、同法第二十条及び第三十七条第一項(同法第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は林業労働者福祉業務について準用する。

(雇用促進事業団法の特例等)
第五十三条 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、林業労働者福祉業務及び第四十九条の規定による特別の会計については、適用しない。

2 前条において準用する雇用促進事業団法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三條及び第三十九條の規定の適用については同法第十九條の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、前条において準用する同法第十九條の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第一号の規定の適用については同法の規定と、林業労働者福祉業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九條に規定する業務と、第五十一条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による労働大臣の命令とみなす。

第六章 振動障害の予防等

(林業事業体の責務)
第五十四条 林業事業体は、林業労働者の振動障害を予防するため、事業に必要な数の低振動のチェーンソー及び刈払機の備付け、適当な休息時間の確保、チェーンソー又は刈払機を使用する作業とそれ以外の作業との適当な組合せ、高年齢者、女子等によるチェーンソー又は刈払機の使用についての適当な配慮その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(出来高規制の禁止)
第五十五条 林業事業体は、チェーンソー又は刈払機を使用する作業に林業労働者を出来高規制で使用してはならない。

(チェーンソー等の操作時間等)
第五十六条 林業労働者の振動障害を予防するため、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)に基づく労働省令でチェーンソー及び刈払機の操作時間、使用方法その他必要な事項を定めるものとする。

(健康診断の受診義務等)
第五十七条 林業労働者は、第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けなければならない。ただし、雇用促進事業団の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を雇用促進事業団に提出したときは、この限りでない。

2 林業事業体は、その雇用する林業労働者が第三十一条第一項及び第二項の規定により雇用促進事業団が行う健康診断を受けることについて適切な配慮をしなければならない。

(通知)
第五十八条 雇用促進事業団は、第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、労働省令で定めるところにより、その結果を当該健康診断を受けた林業労働者に通知しなければならない。

業労働者を雇用する林業事業体に通知しなければならない。前条第一項ただし書に規定する書面を受け取つたときも、同様とする。

(適切な措置)
第五十九条 林業事業体は、第三十一条第一項及び第二項、第三十二条並びに第五十七条第一項ただし書の健康診断の結果、振動障害の予防その他林業労働者の健康を保持するため必要があると認めるときは、当該林業労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮その他適切な措置を講じなければならない。

(国の援助)
第六十条 国は、林業労働者の振動障害を予防するため、低振動のチェーンソー及び刈払機の導入その他につき必要な援助に努めるものとする。

(療養施設等)
第六十一条 国は、振動障害にかつた林業労働者(次項において「振動障害者」という。)の円滑な社会復帰を促進するため、療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、振動障害者の福祉を増進するため、振動障害者の療養生活の援護、振動障害者が必要とする資金の貸付けその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(雇用の安定)
第六十二条 国は、振動障害の症状が軽快しチェーンソー又は刈払機を使用する作業以外の作業ができるようになった林業労働者の雇用の安定のための措置を講ずる林業事業体に対し、必要な助成及び援助を行うよう努めなければならない。

(職業訓練)

第六十三条 国は、振動障害の症状が軽快した林業労働者で職業を転換することを希望するものに対する職業訓練等について適切な措置を講ずる。

るよう努めなければならない。

第七章 雑則

(林業事業者の努力義務)

第六十四条 林業事業者及びその団体は、常用労働者の雇用の促進、林業労働者の労働条件の向上、職業訓練の実施、福祉施設の整備その他林業労働者の雇用に安定させるために必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 林業事業者及びその団体は、すべての林業労働者が労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度の適用を受けることとなるように、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業事業者の団体)

第六十五条 林業事業者は、林業労働者の雇用の安定、労働条件の改善及び福祉の増進につき、林業事業者の指導及び連絡を目的とする林業事業者の団体を組織するよう努めなければならない。

(労働条件の基準の協議)

第六十六条 林業事業者の団体は、登録林業労働者の労働条件の基準について、当該登録に係る公共職業安定所の管轄区域内に、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、登録林業労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては登録林業労働者の過半数を代表する者と協議しなければならない。

(労働保険制度等の検討)

第六十七条 政府は、林業労働者の特殊な雇用形態等を考慮して、労働者災害補償保険制度、雇用保険制度、健康保険制度及び厚生年金保険制度について検討を加え、その結果に基づき、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。

(健康診断に関する秘密の保持)

第六十八条 第三十一条第一項及び第二項並びに第三十二条の健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た林業労働者の

心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

(都道府県知事の権限)

第六十九条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務をつかさどり、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(報告の徴収等)

第七十条 公共職業安定所長は、この法律を施行するために必要な限度において、労働省令で定めるところにより、林業事業者若しくは林業労働者に対し、常用労働者証明書の交付、林業労働者の登録その他の事項について報告を求め、又はその職員に、林業事業者の事務所に立ち入り、林業労働者の雇用関係その他の事項について関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十一条 雇用促進事業団は、雇用保障手当の支給及び納付金の徴収に関し必要な限度において、労働省令で定めるところにより、森林所有者、林業事業者、納付金事務組合若しくは納付金事務組合であつた林業事業者の団体又は登録林業労働者に対し、立木の売渡し、登録林業労働者の雇用の状況、賃金その他の事項について報告を求めることができる。

第七十二条 労働大臣は、納付金事務の適正な処理を確保するために必要と認めるときは、納付金事務組合に対し、納付金事務の処理の状況その他の事項について報告を求め、又はその職員に、納付金事務組合の事務所に立ち入り、関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

2 第七十条第二項の規定は、前項の規定による立入検査について、同条第三項の規定は、前項の規定による権限について準用する。

(戸籍事項の無料証明)

第七十三条 市町村長(特別区及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、区長とする)は、公共職業安定所又は林業労働者の登録を受けようとする者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、その登録に係る林業労働者の戸籍に関して無料で証明を行うことができる。

(雇用保障手当の支給等に関する不服申立て)

第七十四条 雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分不服がある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求又は再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第一項の審査請求又は再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く)及び第五節の規定を適用しない。

(徴収金の徴収に関する不服申立て)

第七十五条 納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服理由の制限)

第七十六条 林業労働者の登録に関する処分が確定したときは、その処分についての不服をその処分に基づく雇用保障手当の支給又は納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分についての不服の理由とすることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 林業労働者の登録に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に

対する都道府県知事の裁決を、雇用保障手当の支給に関する処分又は第三十条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を、納付金その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(連絡及び協力)

第七十八条 公共職業安定所及び雇用促進事業団は、この法律の目的を達成するため、相互に、密接に連絡し、及び協力しなければならない。

(職権の委任)

第七十九条 この法律に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(適用除外)

第八十条 第三章第二節及び第三節の規定は、国及び地方公共団体については適用しない。

第八章 罰則

第八十一条 林業事業者が第五十五条の規定に違反したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八十二条 森林所有者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第七十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

2 林業事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項又は第十九条の規定に違反したとき。

二 第三十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

三 前項第二号に該当するとき。
三 納付金事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした納付金事務組合の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条第一項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに納付金を納付しなかつたとき。

二 第四十六条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に納付金事務に関する事項を記載せず、若しくは偽りの事項を記載したとき。

三 第一項第二号に該当するとき。

四 第七十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

4 第六十八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第八十三条 林業事業体が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第一項又は第十八条第二項の規定に違反したとき。

二 第七十条第一項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十四条 林業事業体が第十四条第一項の規定に違反したときは、五万円以下の罰金に処する。

2 林業労働者その他の関係者が、次の各号のいずれかに該当するときは、五万円以下の罰金に処する。
一 第十條第三項の規定に違反して、林業労働

者登録証明書を他人に譲渡し、又は貸与したとき。

二 前条第二号に該当するとき。

三 第七十二条第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十五条 法人（法人でない納付金事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第八十一条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない納付金事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は代理人が訴訟行為につきその納付金事務組合を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十六条 登録林業労働者が第八十二条第一項第二号に該当するときは、十万円以下の過料に処する。
2 登録林業労働者が第十條第二項の規定に違反したとき、又は常用労働者が第十四条第二項若しくは第十三条第三項の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。

（経過措置）
第二条 第十八条の規定の施行の際現に林業事業体に雇用され林業の業務に従事している者は、当該林業事業体に引き続いて雇用される限り、当該林業事業体が公共職業安定所の紹介を受けて雇入れた者となす。

（労働基準法の一部改正）
第三条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九

号）の一部を次のように改正する。
第八條第六号中「農林の事業」を「農業の事業」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 森林の竹木の植栽、保育、管理又は伐採の事業その他林業の事業

第九十八條第二項中「労働災害防止団体の法（昭和三十九年法律第百十八号）」の下に「及び林業労働法（昭和六十一年法律第 号）」を加える。

（職業安定法の一部改正）

第四條 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）」の下に「林業労働法（昭和六十一年法律第 号）」を、「地方職業安定審議會は」の下に「林業労働法の施行に関する重要事項その他」を加える。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）
第五條 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「第六十五條第一項」の下に「及び林業労働法（昭和六十一年法律第 号）第七十四條第一項」を加える。

第七條第二項中「第六十五條第一項」の下に「及び林業労働法第七十四條第一項」を加える。

第二十五條第二項中「第六十五條第一項の規定による再審査請求の事件及び」を「第六十五條第一項及び林業労働法第七十四條第一項の規定による再審査請求の事件並びに」に改める。

（所得税法の一部改正）

第六條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第七十四條第二項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 林業労働法（昭和六十一年法律第 号）の規定により登録林業労働者として負担する納付金

（印紙税法の一部改正）

第七條 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三中

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

同法第二條第三号（定義）に規定する事業主

港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

同法第二條第三号（定義）に規定する事業主

林業労働法（昭和六十一年法律第 号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書

同法第二條第二号（定義）に規定する森林所有者又は同法第三号（定義）に規定する林業事業体

（労働省設置法の一部改正）

第八條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第五十一号中「港灣労働法（昭和四十年法律第百二十号）」の下に「林業労働法（昭和六十一年法律第 号）」を加える。

第五條第五十三号の次に次の二号を加える。

五十三の二 林業労働法に基づいて、全国林業労働計画を定めること。

五十三の三 林業労働法の施行に関して、林業事業体、林業労働者その他の関係者に必要事項についての報告を求めること。

第十条第一項中「港灣労働法」の下に「林業労働法」を加える。

この法律施行に要する経費は、平年度約百億円の見込みである。

育児休業法案

育児休業法

(目的)

第一条 この法律は、育児休業について最低の基準を定めて、子を養育する労働者に育児休業を保障することにより、その労働者の負担の軽減と継続的な雇用の促進とを図り、もつて労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「労働者」、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条から第十一条までに規定する労働者（船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条に規定する船員を除く）、使用者又は賃金をいう。

2 この法律において「育児休業」とは、労働者がその一歳に満たない子を養育するための休業をいう。

(育児休業)

第三条 使用者は、労働者が育児休業を請求したときは、その請求を拒んではならない。

2 前項の請求は、一の期間を定めてしなければならない。

3 使用者は、父又は母の一方が第一項の請求をした場合において、他の一方の次の各号の一に該当する期間については、同項の規定にかかわらず、その請求を拒むことができる。

一 その請求に係る子について育児休業（他の法律の規定によりその子を養育するための休業を含む）をする期間

二 職業に就いていないときでその請求に係る子と同居する期間（負傷、疾病その他やむを得ない事由によりその請求に係る子を養育することができない期間並びに出産の日後五十六日間及び出産の予定日前四十一日（多胎妊娠の場合にあつては、六十九日）から出産の日までの期間を除く）。

4 前項の規定は、労働者がその二人以上の子について第一項の請求をした場合には適用しない。

5 使用者は、労働者が第一項の請求をした場合において、当該労働者に対して既にその請求に係る子について育児休業を認めたことがあるときは、特別の事情があるときを除き、同項の規定にかかわらず、その請求を拒むことができず。

(育児休業の期間の延長)

第四条 使用者は、労働者が育児休業の期間の延長を請求したときは、その請求を拒んではならない。ただし、第二回目以後の期間の延長の請求については、特別の事情がない場合は、この限りでない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第三項中「同項」とあるのは「第四条第一項」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四条第二項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(この法律違反の契約)

第五条 この法律で定める基準に達しない育児休業について定める労働契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、この法律で定める基準による。

(不利な取扱いの禁止)

第六条 使用者は、育児休業を理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第七条 労働基準監督署長及び労働基準監督官

は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

第八条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）の規定による司法警察員の職務を行う。

(報告等)

第九条 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、使用者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第十条 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 前項の場合において、労働基準監督官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十一条 労働者は、使用者にこの法律の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告することができる。

2 使用者は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(育児休業の期間中の給付)

第十二条 育児休業をした労働者に対しては、別に法律で定めるところにより、当該育児休業の期間中、賃金の額の百分の六十に相当する額の給付を行うものとする。

(罰則)

第十三条 第三条第一項、第四条第一項、第六条

又は第十一条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

二 第十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の廃止)

2 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）は、廃止する。

(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

五 育児休業法（昭和六十一年法律第...号）第三条又は第四条の規定によつて休業した期間

第三十九条第五項中「及び産前産後」を「産前産後」に改め、「よつて休業した期間」の下に「及び労働者が育児休業法第三条又は第四条の規定によつて休業した期間」を加える。

第九十八条第二項中「賃金の支払の確保等

関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）の下に「育児休業法」を、「地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。
（国会議員法の一部改正）

4 国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。
第四十五條第一項中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」の下に「の規定並びに育児休業法（昭和六十一年法律第 号）第七條から第十一條までの規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基く」に改める。
（国家公務員法の一部改正）

5 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
附則第十六條中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」及び「船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」を「及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」の規定、育児休業法（昭和六十一年法律第 号）第七條から第十一條までの規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）」の規定に、「これらの法律に基いて」を「これらの規定に基いて」に改める。
（地方公務員法の一部改正）

6 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。
第五十八條第三項中「及び第六十一條の規定」の下に「育児休業法（昭和六十一年法律第 号）第八條の規定」を加え、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、「労働基準法第二百一十條の規定」の下に「育児休業法第八條の規定」を加え、同條第四項中「労働安全衛生法」を「育児休業法、労働安全衛生法」に、「基く」を「基づく」に改める。
（自衛隊法の一部改正）

7 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八條中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」の下に「の規定並びに育児休業法（昭和六十一年法律第 号）第七條から第十一條までの規定」を加え、「これらに基く」を「これらの規定に基く」に改める。
（労働者設置法の一部改正）

8 労働者設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第四條第三十号中「賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）」の下に「育児休業法（昭和六十一年法律第 号）」を加える。
第五條第十九号の次に次の一号を加える。
十九の二 育児休業法に基いて、使用者又は労働者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。
第七條第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。
第八條第一項中「賃金の支払の確保等に関する法律」の下に「育児休業法」を加える。
（関係法律の整備等）

9 附則第三項から前項までに規定するものは、この法律の施行及び附則第二項の法律の廃止に伴う関係法律の整備等については、別に法律で定める。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案
（労働者災害補償保険法の一部改正）
第一條 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第七條第三項ただし書中「日用品の購入その他これに準ずる」を削り、「必要な行為」の下に「であつて労働省令で定めるもの」を加え、「行なう」を「行ふ」に、「最少限度」を「最小限度」に改める。

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。
第七條第三項ただし書中「日用品の購入その他これに準ずる」を削り、「必要な行為」の下に「であつて労働省令で定めるもの」を加え、「行なう」を「行ふ」に、「最少限度」を「最小限度」に改める。

第八條の二を第八條の三とし、第八條の次に次の一條を加える。
第八條の二 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「年金給付基礎日額」という。）については、前条に定めるもののほか、この条に定めるところによる。
年金たる保険給付を支給すべき場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める額を年金給付基礎日額とする。

一 前条の規定により給付基礎日額として算定した額が、労働省令で定める年齢階層（以下この条において単に「年齢階層」という。）ごとに年金給付基礎日額の最低限度額として労働大臣が定める額のうち、当該年金たる保険給付を受けるべき労働者の当該保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）に属する八月一日（当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、当該保険年度の前の保険年度に属する八月一日。以下この項において「基準日」という。）における年齢（遺族補償年金又は遺族年金を支給すべき場合にあつては、当該支給すべき事由に係る労働者の死亡がなかつたものとして計算した場合に得られる当該労働者の基準日における年齢。次号において同じ。）に属する年齢階層に係る額に満たない場合
当該年齢階層に係る額

二 前条の規定により給付基礎日額として算定した額が、年齢階層ごとに年金給付基礎日額の最高限度額として労働大臣が定める額のうち、当該年金たる保険給付を受けるべき労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額
前項第一号の労働大臣が定める額は、年齢階層ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年齢階層に属するすべての労働者を、その受けている一月当たりの賃金の額（以下この項において「賃金月額」という。）の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを基礎とし、労働者の年齢階層別の就業状態その他の事情を考慮して定めるものとする。

前項の規定は、第二項第二号の労働大臣が定める額について準用する。この場合において、前項中「最も低い賃金月額に係る」とあるのは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替へるものとする。
第十四條第一項に次のただし書を加える。
ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額から当該労働者に対して支払われる賃金の額を控除した額の百分の六十に相当する額とする。
第十四條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。
前項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合における第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「賃金の額」とあるのは、「賃金の額を次項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て）とする。」とする。

第十四條の次に次の一條を加える。
第十四條の二 労働者が次の各号のいずれかに該当する場合（労働省令で定める場合に限る。）には、休業補償給付は、行わない。

階層ごとに、労働省令で定めるところにより、当該年齢階層に属するすべての労働者を、その受けている一月当たりの賃金の額（以下この項において「賃金月額」という。）の高低に従い、二十の階層に区分し、その区分された階層のうち最も低い賃金月額に係る階層に属する労働者の受けている賃金月額のうち最も高いものを基礎とし、労働者の年齢階層別の就業状態その他の事情を考慮して定めるものとする。

前項の規定は、第二項第二号の労働大臣が定める額について準用する。この場合において、前項中「最も低い賃金月額に係る」とあるのは、「最も高い賃金月額に係る階層の直近下位の」と読み替へるものとする。
第十四條第一項に次のただし書を加える。
ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額から当該労働者に対して支払われる賃金の額を控除した額の百分の六十に相当する額とする。
第十四條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。
前項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合における第一項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「賃金の額」とあるのは、「賃金の額を次項において準用する労働基準法第七十六條第二項及び第三項の規定により休業補償給付の額を改定すべき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨て）とする。」とする。

第十四條の次に次の一條を加える。
第十四條の二 労働者が次の各号のいずれかに該当する場合（労働省令で定める場合に限る。）には、休業補償給付は、行わない。

第十四條の二 労働者が次の各号のいずれかに該当する場合（労働省令で定める場合に限る。）には、休業補償給付は、行わない。

一 監獄、労働場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合
二 少年院その他これに準ずる施設に収容されている場合

第二十二條の二第二項中「及び第三項」を、「第三項及び第四項並びに第十四條の二」に、「同條第一項」を「第十四條第一項」に改め、「前項」の下に「とあり、及び次項」を、「第二十二條の二第三項」との下に、「同條第四項中「第二項において」とあるのは「第二十二條の二第三項において」とを加える。

第二十五條第一項中「行なつた」を「行つた」に改め、第二號を第三號とし、第一號を第二號とし、同號の前に次の一號を加える。

一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四條の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五條第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故

第五十八條第一項中「支給された当該障害補償年金」の下に「の額（その年金の額が第六十四條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第一項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同條第二項第一號又は第二號の労働大臣が定める額を同條第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第一項の規定により、第六十五條の二第一項において読み替えて適用する第八條の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるものとした場合に得られる額とする。）」を加え、「第六十四條第一項又は」を削る。

第六十一條第一項中「支給された当該障害年金」の下に「の額（その年金の額が第六十四條第三項に改め、同條の次に次の一號を加える。

第三項において準用する同條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第二項において準用する同條第一項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同條第二項第一號又は第二號の労働大臣が定める額を同條第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第三項において準用する同條第一項の規定により、第六十五條の二第二項において準用する同條第一項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるものとした場合に得られる額とする。）」を加え、「第六十四條第二項において準用する同條第一項又は」及び「読み替えて」を削る。

第六十四條第一項中「四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。」を削り、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項に後段として次のように加える。
この場合において、前項中「第六十五條の二第一項」とあるのは、「第六十五條の二第二項において準用する同條第一項」と読み替えるものとする。

第六十五條第二項の次に次の一號を加える。
第六十五條の二第二項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同條第二項第一號又は第二號の労働大臣が定める額を障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金に係る同條第一項に規定する年金給付基礎日額としてこれらの年金の額を算定して支給すべき場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による改定をしないこととして算定した年金の額によりこれらの年金を支給する。

第六十五條第二項中「前條第二項」を「前條第三項」に改め、同條の次に次の一號を加える。

第六十五條の二 第六十四條第一項の規定により障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給すべき場合における第八條の二の規定の適用については、同條第二項中「算定した額」とあるのは、「算定した額に、第六十四條第一項の規定による障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定すべき場合に当該改定に用いるべき率と同一の率を乗じて得た額」とする。

前項の規定は、障害年金、遺族年金又は傷病年金について準用する。この場合においては、同項中「第六十四條第一項」とあるのは、「第六十四條第三項において準用する同條第一項」と読み替えるものとする。

第六十六條第一項中「遺族補償年金」の下に「の額（その年金の額が第六十四條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第一項において読み替えて適用する第八條の二の規定により同條第二項第一號又は第二號の労働大臣が定める額を同條第一項に規定する年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第一項の規定により、第六十五條の二第二項において読み替えて適用する第八條の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるものとした場合に得られる額とする。）」を加え、「第六十四條第一項又は」を削り、同條第二項中「読み替えて」を削る。

第六十六條第一項中「遺族年金及び」を「遺族年金の額（その年金の額が第六十四條第三項において準用する同條第一項の規定により改定されたものである場合には、当該改定がされなかつたものとした場合に得られる額とし、その年金の額の算定が第六十五條の二第二項において準用する同條第一項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるものとした場合に得られる額とする。）」を加え、「第六十四條第一項又は」を削る。

る年金給付基礎日額として行われたものである場合には、その年金の額が、第六十四條第三項において準用する同條第一項の規定により、第六十五條の二第二項において準用する同條第一項において読み替えて適用する第八條の二第二項に規定する率と同一の率を用いて改定されたものであるものとした場合に当該改定がされなかつたものとしたときに得られる額とする。）」及び「改め、第六十四條第二項において準用する同條第一項又は」を削る。
（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第二條 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一號を加える。
（保険関係の成立の届出等）

第四條の二 前二條の規定により保険関係が成立した事業の事業主は、その成立した日から十日以内に、その成立した日、事業主の氏名又は名称及び住所、事業の種類、事業の行われる場所その他労働省令で定める事項を政府に届け出なければならない。

2 保険関係が成立している事業の事業主は、前項に規定する事項のうち労働省令で定める事項に変更があつたときは、労働省令で定める期間内にその旨を政府に届け出なければならない。

第十二條第三項中「三保険年度の次の保険年度に属する十二月三十一日」を「三保険年度中の最後の保険年度に属する三月三十一日（以下この項において「基準日」という。）に、「同日以前三年間」を「当該連続する三保険年度の間に」、「労働保険率」を「前項の規定による労働保険率に」、「（第二十二條第一項）を（第二十二條第一項第一號に」、「調整率」を（第二十二條第一項第一號に、「調整率」を（第二十二條第一項第一號に、「同日を含む保険年度の次の」を「基準日の属する保険年度の次の」に

改め、同項第二号中「三十人」を「二十人」に、「労災保険率」を「前項の規定による労災保険率」に改める。

第十三条中「事業についての」の下に「前条第二項の規定による」を加え、「前条第三項」を「同条第三項」に改める。

第二十号第一項第一号中「調整率」を「第一種調整率」に改め、同項第二号中「調整率」を「第二種調整率（業務災害に関する年金たる保険給付に要する費用、特定疾病にかかった者に係る保険給付に要する費用、有期事業に係る業務災害に関する保険給付で当該事業が終了した日から九箇月を経過した日以後におけるものに要する費用その他の事情を考慮して労働省令で定める率をいう）」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（口座振替による納付等）

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料（以下この条において単に「労働保険料」という。）の納付（労働省令で定めるものに限る。）をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 前項の承認を受けた事業主に係る労働保険料のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、第二十六条及び第二十七条の規定を適用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の改正規定（「（第二十条第一項）を（第二十条第一項第一号）に、「調整率」を（「第一種調整率」に改める部分を除く。）及び同法第十三条の改正規定並びに附則第九条の規定 昭和六十二年三月三十一日

二 第一条中労働者災害補償保険法第七条第三項ただし書及び第十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十二條の二第二項及び第二十五條第一項の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四条の次に一条を加える改正規定、同法第十二条第三項の改正規定（「（第二十条第一項）を（第二十条第一項第一号）に、「調整率」を（「第一種調整率」に改める部分に限る。）及び同法第二十条第一項の改正規定並びに次条、附則第五条から第八条まで及び第十條の規定 昭和六十二年四月一日

三 第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十一条の次に一条を加える改正規定 昭和六十二年四月一日

（第一条の規定の施行に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法（以下「新労災保険法」という。）第七條第三項ただし書の規定は、昭和六十二年四月一日以後に発生した事故に起因する労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第七條第一項第二号の通動災害に関する保険給付について適用する。

第三条 新労災保険法第八條の二の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の期間に係る労災保険法の規定による年金たる保険給付（以下単に「年金たる保険給付」という。）の額の算定について適用する。

第四条 同一の業務上の事由又は通勤による障害

（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。）又は死亡に関し、施行日の前日において年金たる保険給付を受ける権利を有していた者であつて、施行日以後においても年金たる保険給付を受ける権利を有するものに対する当該施行日以後において受ける権利を有する年金たる保険給付（以下この項において「施行後年金給付」という。）の施行日以後の期間に係る額の算定については、当該施行日の前日において受ける権利を有していた年金たる保険給付（以下この項において「施行前年金給付」という。）の額の算定の基礎として用いられた労災保険法第八條の給付基礎日額（同日において支給すべき当該施行前年金給付の額が第一條の規定による改正前の労働者災害補償保険法第六十四條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により改定されたものである場合には、当該給付基礎日額に当該改定に用いた率と同一の率を乗じて得た額（その額が一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）とする。以下この条において「施行前給付基礎日額」という。）が、新労災保険法第八條の二第二項第二号の労働大臣が定める額のうち、当該施行後年金給付に係る同号に規定する年金たる保険給付を受けるべき労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合には、同項（新労災保険法第六十五條の二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において読み替へて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該施行前給付基礎日額を当該施行後年金給付に係る新労災保険法第八條の二第二項に規定する年金給付基礎日額とする。

2

施行前年金給付が遺族補償年金又は遺族年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金又は遺族年金を、労災保険法第十六條の四第一項後段（労災保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により次順位者に支給するとき、又は労災保険法第十六條の五第一項後段（労災保険法第

二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の規定により次順位者を先順位者として支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金又は遺族年金を受けける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の規定により施行前給付基礎日額を新労災保険法第八條の二第二項に規定する年金給付基礎日額として年金たる保険給付の額を算定して支給すべき場合であつて、新労災保険法第六十四條第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により当該年金たる保険給付の額を改定して支給すべきときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該改定をしないこととして算定した年金の額により当該年金たる保険給付を支給する。

4 前項の規定により算定した年金たる保険給付の額に係る次の各号に掲げる新労災保険法の規定の適用については、当該各号に定める額が、同項の規定を適用しないものとして当該年金たる保険給付の額を算定することとした場合において用いられることとなる新労災保険法第六十四條第一項の規定による改定に係る率と同一の率を用いて同項の規定により改定されたものであるとした場合において当該改定がされなかつたものとしたときに得られる額を、それぞれ当該各号に定める額とみなす。

一 新労災保険法第五十八條第一項 同項に規定する障害補償年金の額
二 新労災保険法第六十一條第一項 同項に規定する障害年金の額
三 新労災保険法第六十六條第一項において読み替へて適用する新労災保険法第十六條の六同条第二号に規定する遺族補償年金の額
四 新労災保険法第六十六條第二項において読み替へて適用する新労災保険法第二十二條の四第三項において準用する新労災保険法第十六條の六 同条第二号に規定する遺族年金の額

第五条 新労災保険法第十四条（新労災保険法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和六十二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた労災保険法の規定による休業補償給付又は休業給付について適用する。

第六条 新労災保険法第十四條の二（新労災保険法第二十二條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和六十二年四月一日以後に新労災保険法第十四條の二各号のいずれかに該当する労働者について適用する。

第七条 新労災保険法第二十五條第一項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に発生した事故について適用する。

（第二條の規定の施行に伴う経過措置）

第八条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「徴収法」という。）第二條第一項に規定する労働保険の保険関係が成立している事業に關し、第二條の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第四條の二第一項又は第二項の規定による届出に相当する第二條の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「旧徴収法」という。）に基づく労働省令の規定による届出をしている事業主は、それぞれ新徴収法第四條の二第一項又は第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第九条 昭和六十一年十二月三十一日以前に旧徴収法第十二條第三項に規定する場合に該当した事業に關する昭和六十二年四月一日から始まる保険年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）以前の各保険年度に係る労災保険率については、なお従前の例による。

2 昭和六十二年三月三十一日において徴収法第三條に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に關する昭和六十三年四月一日から始まる保険年度から昭和六十五年四月一日から始まる保険年度までの各保険年度に係る労災保険率に關する新徴収法第十二條第

三項の規定の適用については、同項中「各保険年度」とあるのは、「昭和六十一年四月一日から始まる保険年度以前の各保険年度において労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第 号）第二條の規定による改正前のこの項の各号のいずれかに該当し、かつ、当該連続する三保険年度中に昭和六十二年四月一日から始まる保険年度以後の保険年度が含まれるときは、当該連続する三保険年度中の同日から始まる保険年度以後の各保険年度」とする。

第十条 徴収法第二十條第一項に規定する有期事業であつて労働省令で定めるものに該当する事業のうち、昭和六十二年四月一日前に徴収法第三條に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立した事業に係る確定保険料の額については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

昭和六十一年五月六日印刷

昭和六十一年五月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局